# ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，ロシアに関する専門家の育成および市民の国際理解の醸成など本市の国際化の推進ならびに，ロシアとの長い交流の歴史のなかで築かれてきた日本における対ロシア関係の拠点としての役割を将来にわたり維持し発展させることにおいてロシア極東連邦総合大学函館校（以下「学校」という。）が果たしている役割が重要であることに加え，閉校までの間，学生の修学の機会を学校が確保することができるよう，学校の運営に関する補助金の交付に関して，函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この補助金の交付を受けることができる者は，学校法人函館国際学園とする。

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費（規則第６条第１項に規定する補助対象経費をいう。以下同じ。）は，教育条件の維持および向上を図るための経費でかつ学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号。以下「会計基準」という。）第３６条に基づく別表第三に規定されている科目のうち次に掲げる経費のほか，会計基準第２７条に基づく別表第二に規定されている退職給与引当金繰入額とする。

ただし，退職給与引当金繰入額を取り崩し支出する場合は，補助対象経費から除外するものとする。

(1) 人件費支出

(2) 教育研究経費支出

(3) 管理経費支出

(4) 施設関係支出

(5) 設備関係支出

（補助金の額）

第４条　補助金は，予算の範囲内において交付するものとし，補助金の額は，補助対象経費から補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に関して生ずる収入金を控除した額とする。

（補助金交付の条件）

第５条　この補助金の交付の決定をする場合において，補助金の目的を達成するため，次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 経営の安定化に努めること。

(2) 学校の特色を活かした地域貢献活動に努めること。

(3) 次に掲げる期限までに，補助対象事業の収支に関する書類を市長に提出すること。

ア　４月から６月までの収支に関する書類の提出期限　７月末

イ　７月から９月までの収支に関する書類の提出期限　１０月末

ウ　１０月から１２月までの収支に関する書類の提出期限　１月末

（定めのない事項）

第６条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

（検討）

２　令和８年度末を目途に，在校生の人数など学校の運営状況を勘案し，本要綱の廃止について検討する。

附　則（令和７年３月２８日改正）

１　この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

２　令和６年度以前に交付の決定がされた補助金については，なお従前の例による。